

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 2月12日

岩手県公安委員会

委員長 佐藤 ソノ子

岩手県公安委員会規則第1号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(原付講習)</p> <p>第35条の7 法第108条の2第1項第8号に規定する講習（以下「原付講習」という。）を受けようとする者は、講習手数料を添えて、原付講習受講申請書（様式第27号の7）を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>申請書等</th><th>経由先</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td>運転免許課長</td></tr><tr><td>運転免許取得者教育認定申請書 (様式第29号の7)</td><td></td></tr><tr><td>審査申請書 (様式第30号)</td><td></td></tr></tbody></table>	申請書等	経由先	[略]		[略]	運転免許課長	運転免許取得者教育認定申請書 (様式第29号の7)		審査申請書 (様式第30号)		<p>(原付講習)</p> <p>第35条の7 法第108条の2第1項第6号に規定する講習（以下「原付講習」という。）を受けようとする者は、講習手数料を添えて、原付講習受講申請書（様式第27号の7）を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>申請書等</th><th>経由先</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td>運転免許課長</td></tr><tr><td>運転免許取得者教育認定申請書 (様式第29号の7)</td><td></td></tr></tbody></table>	申請書等	経由先	[略]		[略]	運転免許課長	運転免許取得者教育認定申請書 (様式第29号の7)	
申請書等	経由先																		
[略]																			
[略]	運転免許課長																		
運転免許取得者教育認定申請書 (様式第29号の7)																			
審査申請書 (様式第30号)																			
申請書等	経由先																		
[略]																			
[略]	運転免許課長																		
運転免許取得者教育認定申請書 (様式第29号の7)																			
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																			

様式第5号の2の3中「岩手県出納長等用」を「岩手県会計管理者等用」に改める。

附 則

- この規則は、平成20年2月13日から施行する。
- この規則による改正前の岩手県道路交通法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。